

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成26年7月10日(2014.7.10)

【公表番号】特表2013-526421(P2013-526421A)

【公表日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-033

【出願番号】特願2013-510193(P2013-510193)

【国際特許分類】

B 2 3 D 61/12 (2006.01)

【F I】

B 2 3 D 61/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月20日(2014.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鋸身及びその鋸身沿いに延びる切れ刃を備え、その切れ刃が、2本連なった歯の反復パターンを有する複数本の歯を備え、その2本連なり歯が、第1の歯と第2の歯を含み、第1の歯が、一次逃げ角を呈する一次逃げ面と、二次逃げ角を呈する二次逃げ面と、を有し、第2の歯が、一次逃げ角を呈する一次逃げ面と、第2の歯の一次逃げ角に対して比較的緩やかな二次逃げ角を呈する二次逃げ面と、を有し、個々の歯が更に、刃先、その刃先から見て一次逃げ面の逆側にあるすくい面、並びに刃溝を有し、(i)第2の歯のみがその一次逃げ角よりも緩やかな二次逃げ角を有するか、(ii)第1の歯の一次逃げ角と第1の歯の二次逃げ角とが等しいか、又はその双方である往復鋸刃。

【請求項2】

請求項1記載の往復鋸刃であって、その一次逃げ角が約17~45°、二次逃げ角が約15~25°の範囲内である往復鋸刃。

【請求項3】

請求項1記載の往復鋸刃であって、個々の歯が、刃溝から見てすくい面とは逆側にあり第1刃溝半径を呈する部位と、刃溝からみてすくい面と同じ側にあり第2刃溝半径を呈する部位と、を有し、その刃溝の深さが第2刃溝半径より大きい往復鋸刃。

【請求項4】

請求項1記載の往復鋸刃であって、その一次逃げ面のそれぞれの深さが、後続する刃溝の深さに比し約10~45%の範囲内である往復鋸刃。

【請求項5】

請求項1記載の往復鋸刃であって、上掲の第2の歯が第1の歯のそれに比し急な一次逃げ角及び緩やかな二次逃げ角を呈する往復鋸刃。

【請求項6】

請求項1記載の往復鋸刃であって、上掲の第2の歯が第1の歯に比し低背な往復鋸刃。

【請求項7】

請求項1記載の往復鋸刃であって、上掲の複数本の歯が見立て歯パターンを有し、この見立て歯パターンが、第1目立て方向へと目立てされた1本又は複数本の第1方向目立て歯、並びに第1目立て方向とは逆の第2目立て方向へと目立てされた1本又は複数本の第2方向目立て歯が現れるパターンである往復鋸刃。

【請求項 8】

請求項7記載の往復鋸刃であって、上掲の見立て歯パターンが、第1方向へと軽く目立てされた1本又は複数本の第1方向軽目立て歯、第1方向へと重く目立てされた1本又は複数本の第1方向重目立て歯、第2方向へと軽く目立てされた1本又は複数本の第2方向軽目立て歯、並びに第2方向へと重く目立てされた1本又は複数本の第2方向重目立て歯が現れるパターンであり、この第1方向軽見立て歯の見立て程度と第2方向軽目立て歯の見立て程度とがそれぞれ、第2方向重見立て歯の見立て程度と第2方向重見立て歯の見立て程度に比して軽い見立て歯による往復鋸刃。

【請求項 9】

請求項8記載の往復鋸刃であって、上掲の見立て歯パターンが、更に1本又は複数本の非目立て歯が現れるパターンである往復鋸刃。

【請求項 10】

請求項8記載の往復鋸刃であって、上掲の見立て歯パターンが、(i)先行する第1方向軽目立て歯に第1方向重目立て歯が後続し、それらの歯からなる第1方向目立て歯対に非目立て歯の連なりたる非目立て歯対が後続し、その非目立て歯対に第2方向軽目立て歯が後続し、その第2方向軽目立て歯に第2方向重目立て歯が後続するパターンであるか、(ii)先行する1本又は複数本の非見立て歯に、その鋸刃の切削方向に沿い1本又は複数本の見立て歯が後続するパターンである、往復鋸刃。

【請求項 11】

請求項7記載の往復鋸刃であって、上掲の見立て歯パターンが、第1方向へと目立てされた歯の連なりたる第1方向目立て歯対が先行し、第1方向とは逆の第2方向へと目立てされた歯の連なりたる第2方向目立て歯対が後続するパターンである往復鋸刃。

【請求項 12】

請求項11記載の往復鋸刃であって、その第1方向目立て歯対が軽目立て歯及びそれに後続する重目立て歯を含み、この軽目立て歯は重見立て歯よりも軽い見立て歯として見立てされ、第2方向目立て歯対が軽目立て歯及びそれに後続する重目立て歯を含み、この軽目立て歯が重目立て歯よりも軽い見立て歯として見立てされる往復鋸刃。

【請求項 13】

請求項1記載の往復鋸刃であって、上掲の2本連なり歯の反復パターンが、歯の2本連なりが他の歯を差し挟まずに反復するパターンである往復鋸刃。

【請求項 14】

請求項1記載の往復鋸刃であって、個々の歯が、更に、平面状又は曲面状であり三次逃げ角を呈する三次逃げ面を有し、その三次逃げ角がその歯の対応する二次逃げ角に比し大きい往復鋸刃。

【請求項 15】

請求項14記載の往復鋸刃であって、上掲の三次逃げ角がその歯の対応する一次逃げ角に比し大きく、その歯の一次逃げ角が対応する歯の二次逃げ角に比し大きい往復鋸刃。

【請求項 16】

請求項1記載の往復鋸刃であって、更に、その鋸身の一端に小身、その小身から見て鋸身の他端に末身端があり、その切れ刃のうち末身端付近の部位に逃げ面及び刃先を有する非目立て末身検歯が、またその非目立て末身検歯と他の歯の間に位置する部位に(i)1本又は2本の比較的低背な歯、(ii)1本又は複数本の非目立て歯、又はその双方がある往復鋸刃。

【請求項 17】

鋸身及びその鋸身沿いに延びる直線的な切れ刃を備え、その切れ刃における歯の反復パターンが、歯の2本連なりが他の歯を差し挟まずに現れるパターンであり、その2本連なりを構成する歯が、第1の歯と、第2の歯と、を有し、第1の歯及び第2の歯のそれぞれが、一次逃げ角を呈する一次逃げ面、二次逃げ角を呈する二次逃げ面、刃先、その刃先から見て一次逃げ面の逆側にあるすくい面、並びに刃溝を有し、第2の歯の二次逃げ角が、

第2の歯の一次逃げ角に比して緩やかであり、(i)第2の歯のみがその一次逃げ角よりも緩やかな二次逃げ角を有するか、(ii)第1の歯の一次逃げ角と第1の歯の二次逃げ角とが等しいか、又はその双方である往復鋸刃。

【請求項18】

請求項17記載の往復鋸刃であって、上掲の2本連なりを構成する歯それぞれが、更に、刃溝から見てすくい面とは逆側にあり第1刃溝半径を呈する部位と、刃溝から見てすくい面と同じ側にあり第2刃溝半径を呈する部位と、を有し、その刃溝の深さが第2刃溝半径より大きい往復鋸刃。

【請求項19】

請求項17記載の往復鋸刃であって、第2の歯が、第1の歯のそれに比し急な一次逃げ角及び緩やかな二次逃げ角を呈し、且つ当該第1の歯のそれに比し低い位置を占める刃先を有する往復鋸刃。

【請求項20】

鋸身及びその鋸身沿いに延びる切れ刃を備え、その切れ刃が、複数本の切れ歯を備え、この切れ歯のそれぞれが、逃げ面、刃先、その刃先から見て逃げ面の逆側にあるすくい面、並びに刃溝を有し、切れ刃が更に、刃の一端にある歯と、この刃の一端にある歯と複数本の切れ歯との間にある1本又は2本の比較的短い歯と、を備え、1本又は複数本の短歯が、切れ歯及び刃の一端にある歯よりも短い往復鋸刃。

【請求項21】

請求項20記載の往復鋸刃であって、比較的短い歯が、最も近い切れ歯よりも刃の一端にある歯に近い往復鋸刃。

【請求項22】

請求項20又は21記載の往復鋸刃であって、短歯が、刃の一端にある歯よりも約30~90%短い往復鋸刃。